

( 第1回 ) 最終 ) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 7年11月28日
契 約 業 者 名	株式会社赤塚土木興業
契約業者の住所	茨城県つくばみらい市長渡呂252番地
工 事 の 名 称	R 6 圏央道常総地区改良その1工事 (第1回変更)
工 事 场 所	茨城県常総市三坂新田町地先
工 事 種 別	一般土木工事
工 事 概 要 (変更した内容について記述する)	道路改良 1式 道路土工 1式 地盤改良工 3, 400m2 法面工 1, 400m2 調整池工 1式 擁壁工 1式 補装工 1式 排水構造物工 1式 縁石工 1式 防護柵工 1式 構造物撤去工 1式 仮設工 (除堀地区) 1式
工 期 ( 自 )	令和 6年11月 8日
工 期 ( 至 )	令和 8年 3月 13日
契約前の変更金額	¥93,500,000
変 更 金 額	増 ¥35,519,000
変更後の契約金額	¥129,019,000
	1. 道路土工 現地測量の結果、地盤高が低いことが判明したため、掘削工を減工する。  2. 地盤改良工 1)配合試験の結果、改良材の添加量を変更(増)する。 2)地元調整の結果、改良材の飛散防止対策が必要となったため、改良材を特殊土防塵タイプに変更する。3)地元調整の結果、境界部に防塵ネットを設置するためのスペースを確保する必要が生じたため、安定処理工の数量を変更(減)する。  3. 調整池工 1)設計照査の結果、流末部の高さが違っておりすりあわないことが判明し、放流施設工(プレキャストボックス)の延長を伸ばす必要が生じたため、作業土工の数量を変更(増)する。

	<p>2) 関係機関との調整の結果、池底敷碎石工の敷砂利及び土材料について、有害物質の発生を防ぐため、使用材料をRC40からC40に変更する。</p> <p>3) 設計照査の結果、放流塔及び排水函渠の寸法が管理者側の設置基準に満たないため放流施設工を増工する。</p> <p>4) 現地調査の結果、高架橋下における遮水壁(鋼矢板)の施工について、高さを確保する必要が生じたため、施工方法(施工機械)をバックホウ式バイブロに変更する。</p>
変更理由	<p>4. 舗装工 監督職員との協議の結果、側道部に舗装に損傷がみられ復旧が必要となつたため、アスファルト舗装工を増工する。</p> <p>5・擁壁工 監督職員との協議の結果、側道を市へ引き渡すために復旧が必要となつたため擁壁工(作業土工、親杭横矢板工)を追加する。</p> <p>6. 縁石工 監督職員との協議の結果、側道を市へ引き渡すために復旧が必要となつたため縁石工(歩車道境界ブロック)を追加する。</p> <p>7. 防護柵工 監督職員との協議の結果、側道を市へ引き渡すために復旧が必要となつたため防止柵工(転落(横断)防止柵)を増工する。</p> <p>8. 構造物撤去工 1) 現地調査の結果、過年度の高架橋工事の足場材として使用していた碎石及び1t土嚢が工事の支障となるため、碎石撤去を増工し、1t土嚢の解体によって発生した廃プラスチックの運搬処置工を増工する。 2) 監督職員との協議の結果、土止め壁(親杭横矢板)が必要となつたため、防護柵撤去工、構造物取壊し工(舗装版切断、舗装版破碎)、縁石撤去工、運搬処理工(アスファルト殻運搬、処分)を増工する。</p> <p>9. 共通仮設費 1) 運搬費 放流施設工の遮水壁(鋼矢板)の施工方法の変更に伴い、重建設機械分解組立輸送費をクローラクレーンからバックホウ式杭打機に変更する。 2) 技術管理費 バックホウ混合による地盤改良工のため、土質ごとに改良材の添加量を変える必要がないことから、六価クロム溶出試験の数量を変更(減)する。 現地精査の結果、地耐力試験実施箇所が狭隘なため標準の平板載荷試験ができないことが判明したことから簡易支持力測定器(キャスボル)による試験に変更する。</p>